

○山口県公安委員会の文書例式等に関する規程

昭和32年6月25日
公安委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の文書の種類及び書式並びに公印について必要な事項を定めるものとする。

(文書の種類)

第2条 文書の種類は、別に定あるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 規則 警察法（昭和29年法律第162号）第38条の規定により制定するもの
- (2) 規程 公安委員会が制定するもののうち規則以外のものであつて、公示を要するもの
- (3) 内規 公安委員会が制定するもののうち規則以外のものであつて、公示を要しないもの
- (4) 告示 法令等の規程に基いてする行政処分等で、公示を要するもの
- (5) 指令 団体、個人等からの申請、願、伺等に対する処分の意思を表示するもの
- (6) その他 通知、報告、照会、回答等

(文書の書式)

第3条 文書の書式は、別記の例による。

(公印の刻字等)

第4条 公印の刻字、寸法、個数、保管者及び用途は、別に定のあるもののほか、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 公印の調製、保管等について必要な事項は、山口県警察本部長が定める。

別記（第三条関係）

一 規則

1 制定する場合

何々……………規則をここに公布する。	年月日
山口県公安委員会規則第 号	山口県公安委員会
何々……………規則	
（長文の場合は、目次を加える）	
（何々）	
第一条 何々……………。	
……………。	
2 ……………。	
（何々）	
第二条 何々……………。	
附則	
この規則は、	公布の日
（ 年月日）	から施行する。

2 一部を改正する場合

何々……………規則の一部を改正する規則をここに公布する。	年月日
山口県公安委員会規則第 号	山口県公安委員会
何々……………規則の一部を改正する規則	
何々……………規則（ 年山口県公安委員会規則	
第 号）の一部を次のように改正する。	
第 条を次のように改める。	
第 条 削除	
第 条 条中「……………」を「……………」に、「……………」	
を「……………」に改める。	
附則	
この規則は、	公布の日
（ 年月日）	から施行する。

3 廃止する場合

何々……規則を廃止する規則をここに公布する。
年 月 日
山口県公安委員会
山口県公安委員会規則第 号
何々……規則を廃止する規則
何々……規則(年 月山口県公安委員会規則
第 号)は、廃止する。
附 則
この規則は、 公布の日
(年 月 日) から施行する。

二 規程

山口県公安委員会規程第 号
何々……規程を次のように定める。
年 月 日
山口県公安委員会
何々……規程
(何々)
第一条 何々……。
……。
(何々)
第二条 何々……。
2 ……。
附 則
この規程は、 年 月 日から施行する。

注 改正又は廃止の場合の書式は、規則の改正又は廃止の場合の書式に準ずる。

三 内規

1 制定する場合

山口県公安委員会内規第 号 何々……………内規を次のように定める。 年 月 日 山口県公安委員会 何々……………内規 (何々) 第1条 何々…………… ……………。 (何々) 第2条 何々……………。 2 何々……………。 (1) 何々…………… (2) 何々…………… 附 則 この内規は、 年 月 日から施行する。

2 一部を改正する場合

山口県公安委員会内規第 号 何々……………内規の一部を改正する 内規を次のように定める。 年 月 日 山口県公安委員会 何々……………内規の一部を改正す る内規 何々……………内規 (年山口県公安委員会 内規第 号) の一部を次のように改正する。 第 条を次のように改める。 第 条 削除 第 条中「……………」を「……………」に、 「……………」を「……………」に改める。 附 則 この内規は、 年 月 日から施行する。
--

3 廃止する場合

山口県公安委員会内規第 号
何々……………内規を廃止する内規を次のよ
うに定める。

年 月 日

山口県公安委員会
何々……………内規を廃止する内規
何々……………内規（ 年 月山口県公安
委員会内規第 号）は、廃止する。

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

何々……………内規等を廃止する内規
次に掲げる内規は、廃止する。

1 何々……………内規（ 年山口県公安委
員会内規第 号）

2 何々……………内規（ 年山口県公安委
員会内規第 号）

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

四 告示

山口県公安委員会告示第 号
何々法（ 年法律第 号）第 条の規定に
基き、.....を次のように指定する。（次のとおり
処分した。）（左記期日及び場所において行う。）（次の
ように定め、 年 月 日から施行（適用）す
る。）（次のとおり.....を実施する。）（
年 月 日
山口県公安委員会
一 何々.....。
一 何々.....。
一 何々.....。

山口県公安委員会告示第 号
何々.....告示（ 年山口県公安委員会告
示第 号）の一部を次のように改正し、 年 月 日か
ら施行（適用）する。
年 月 日
山口県公安委員会
何々中「.....」を削り、「.....」を「
.....」に改める。
何々.....を次のように改める。
.....

山口県公安委員会告示第 号
何々.....（ 年山口県告示
第 号）は、廃止する。
年 月 日
山口県公安委員会

五 指令

山口県公安委員会指令第 号
住 所
氏 名
(又は団体名)
年 月 日 (付) (何第 号) で申請 (願出) のあつた何々………について、次のとおり (次の条件を付けて) 許可 (指定) する。
(………のあつた何々は、………により許可しない。)
(何々………については、何々法 (年 法律第号) 第 条第 項の規定により、(何々………により)、何々………を命ずる。(何々………を取り消す。)
年 (年) 月 日
山口県公安委員会

六 その他

山 公 委 第 号
年 (年) 月 日
あて先
山 口 県 公 安 委 員 会 (山口県公安委員会委員長)
何々……… (通知) (報告) (照会) (回答)
何々………。
記
1 何々………
………。
2 何々………。

別表（第4条関係）

刻 字	寸 法	個 数	保 管 者	用 途
山口県公安 委員会印	27ミリメ ートル平 方	1	警察本部警務部総務課長	一般文書用
山口県公安 委員会委員 長印	21ミリメ ートル平 方	1	警察本部警務部総務課長	一般文書用
山口県公安 委員会印	21ミリメ ートル平 方	1	警察本部警務部総務課長	許可、認可若しくは免 許又は暴力団対策に関 する事務並びに猟銃及 び空気銃の取扱いに関 する講習修了証明書の 交付等の事務専用
山口県公安 委員会印	18ミリメ ートル平 方	17	警察本部交通部高速道路 交通警察隊長 1個 警察署長 各1個	警察本部交通部高速道 路交通警察隊の交通関 係又は警察署の生活安 全関係若しくは交通関 係の許可、認可等専用
山口県公安 委員会印	10ミリメ ートル平 方	1	警察本部交通部交通指導 課長	駐車監視員資格者証の 交付等の事務専用
山口県公安 委員会印	10ミリメ ートル平 方	1	警察本部交通部運転免許 課長	原付講習指導員証の交 付等の事務専用
山口県公安 委員会印	4.5ミリメ ートル平 方	1	警察本部交通部運転免許 課長	自動車運転免許等の事 務専用
			警察本部交通部運転免許 課長 6個	

山口県公委	縦4ミリメートル 横15ミリメートル	31	警察署長(山口県山口南警察署長を除く。) 各1個 交番所長(山口県岩国警察署岩国西幹部交番所長、山口県岩国警察署広瀬幹部交番所長、山口県柳井警察署周防大島幹部交番所長、山口県柳井警察署平生幹部交番所長、山口県周南警察署周南西幹部交番所長、山口県山口警察署阿東幹部交番所長、山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長、山口県萩警察署江崎幹部交番所長、山口県下関警察署彦島幹部交番所長及び山口県長府警察署豊田幹部交番所長に限る。) 各1個	自動車運転免許等の事務専用
山口県公安委員会	直径28ミリメートル	1	警察本部交通部運転免許課長	自動車運転免許等の事務専用
山口県公安委員会	直径20ミリメートル	1	警察本部交通部運転免許課長	自動車運転免許等の事務専用
山口県公安委員会	縦7ミリメートル 横21ミリメートル	16	警察署長 各1個	生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用